## 納付を忘れていませんか？



令和８年度の町税納付は、下記のとおりです。納付忘れはございませんか。
また、口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください。
事前に連絡がなく未納となる場合、督促状を発送いたします。

| 税目 | 第１期 | 第２期 | 第３期 | 第４期 | 第５期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 軽自動車税 | 6/1 | | | | |
| 固定資産税 | 6/1 | 8/31 | 11/2 | 12/25 | |
| 道町民税 | 6/30 | 8/31 | 11/2 | 12/25 | |
| 国民健康保険税 | 6/30 | 7/31 | 9/30 | 11/30 | 12/25 |

## 家屋の取得・滅失や増改築についてのお知らせ



令和８年度中に新築または増改築をして、まだ評価を受けていない家屋がありましたら、総務課住民グループ固定資産税担当までご連絡ください。また、売買等の譲渡で所有者が変更した場合や、取り壊し等で家屋が滅失した場合についても届出ください。

※届出等がなかった場合、来年度以降も課税される場合があります。

## 軽自動車税についてのお知らせ

原動機付自転車や小型特殊自動車を廃車・譲渡等で所有しなくなった時や、町外に転出される時は、総務課住民グループで手続きが必要です。手続きの際、ナンバープレートを返還していただきますが、盗難等で無くしてしまった場合は、理由を記入していただきます。

軽自動車税は４月１日現在に所有者として登録されている方に課税されますので、４月２日以降に廃車・譲渡などをされても全額納付していただくことになります。

年度途中（４月２日以降）に取得した場合は、その年度は課税されません。

※軽自動車・二輪小型自動車の手続きは、各所轄陸運局の担当機関やディーラー・代行業者にて行ってください。

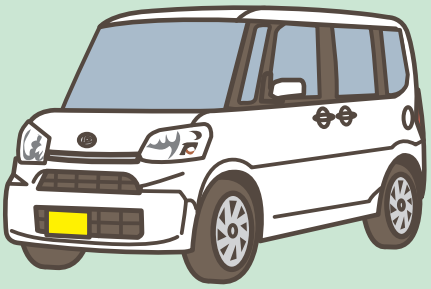

お問い合わせ　総務課住民グループ税務担当（01634-8-7660）

# 年金を受けている方が亡くなったとき

年金を受けている方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。未支給年金を受け取るためには、「年金受給権者死亡届（報告書）兼 未支給年金・未支払給付金請求書」の提出が必要です。

未支給年金を受け取れる遺族がいない場合または未払いの年金が発生しない場合は、「年金受給権者死亡届（報告書）」を提出してください。なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、「年金受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

## 未支給年金を受け取れる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、(1) 配偶者　(2) 子　(3) 父母　(4) 孫　(5) 祖父母　(6) 兄弟姉妹　(7) その他 (1) ～ (6) 以外の3親等内の親族です。
未支給年金を受け取れる順位は (1) ～ (7) の順になります。



## 提　出　方　法

添付書類は次のとおりですが、ケースによって異なる場合がありますので詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

| 添　付　書　類 | 添　付　書　類　の　例 |
|---|---|
| 亡くなった方の年金証書 | |
| 請求する方のマイナンバー（個人番号）にかかる確認書類 ※1 | 下記のいずれかの書類<br>• マイナンバーカード<br>• 個人番号が確認できる書類および身元（実存）確認書類<br>個人番号が確認できる書類<br>（例）個人番号の表示がある住民票、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）身元（実存）確認書類<br>（例）運転免許証、パスポート、在留カードなど |
| 亡くなった方と請求する方の続柄が確認できる書類 ※2 | 下記のいずれかの書類<br>• 戸籍謄（抄）本<br>• 法定相続情報一覧図の写し（亡くなった方が被相続人であるもの） |
| 亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる書類 | 同住所の場合<br>• 亡くなった方の住民票の除票 ※3<br>• 請求する方の世帯全員の住民票の写し ※4<br>別住所の場合<br>• 亡くなった方の住民票の除票 ※3<br>• 請求する方の世帯全員の住民票の写し ※4<br>• 生計同一関係に関する申立書 |
| 受け取りを希望する金融機関の口座番号等が確認できる書類 ※5 | 通帳等の写し<br>（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の確認ができるページ） |

戸籍謄本・住民票は、亡くなった日より後に交付されたものが必要です。

※1 郵送する場合は両面のコピーを添付、窓口で提出する場合は原本を提示してください。
※2 請求する方が配偶者または遺族年金を請求する子の場合、マイナンバーを記入することで戸籍謄本の添付を省略できます。
※3 亡くなった方の住民票の除票は、日本年金機構に亡くなった方の個人番号（マイナンバー）が収録されている場合、または請求する方の世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要です。
※4 マイナンバーを記入することで、請求する方の世帯全員の住民票の写しの添付を省略できます。

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-74-1000）
または日本年金機構ホームページをご覧ください。